

平成26年3月版

山梨県学校防災指針

概要編

平成26年3月

山梨県教育委員会

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災における地震・津波は、想定されていた宮城県沖地震をはるかに超える規模であり、本震のマグニチュード 9.0 は、国内では記録上最大規模のものであった。本震の後には三陸沖などでマグニチュード 7.0 を超える余震が発生した。地震による津波は日本全国で観測され、広範囲に渡り甚大な被害をもたらした。また、大規模火災や液状化、地盤沈下などの被害をもたらした。

学校関係では、幼児児童生徒（以下、児童生徒等という）及び教職員の死者は数百名に上り、学校施設、社会教育施設等の被害は 1 万件を超えた。学校管理下での自然災害としては過去の例に照らしても突出した規模であり、各学校現場においても多くの課題が浮き彫りになった。

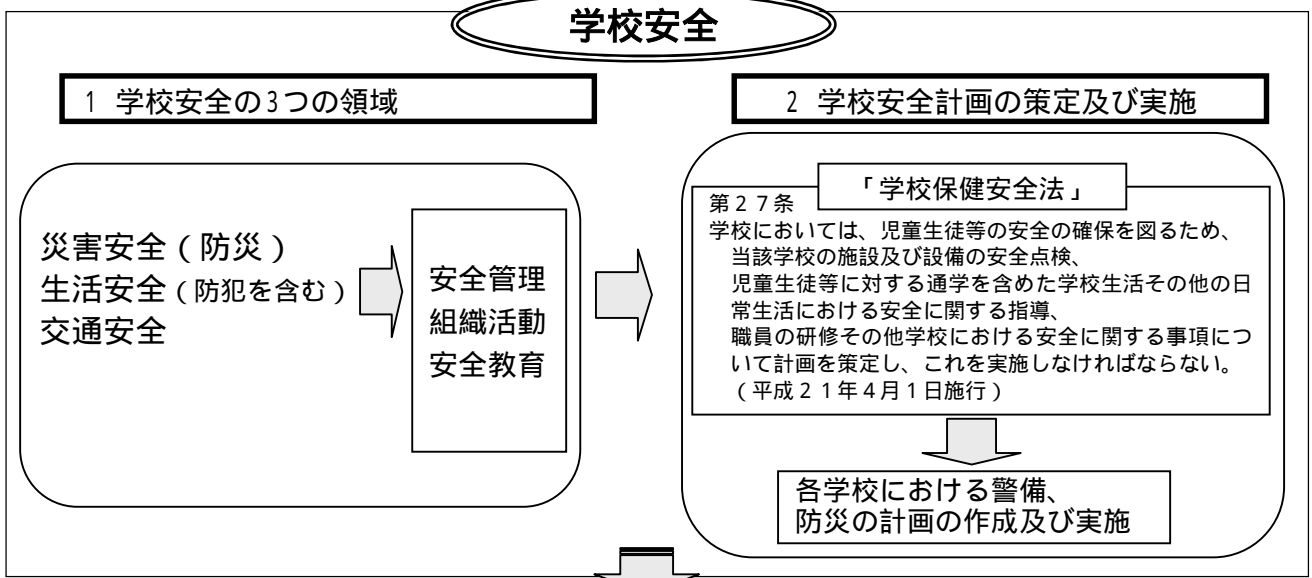
本県では、中央市と忍野村で震度 5 強を、甲府市など 9 市町村で震度 5 弱を観測し、体調不良やけがなどの人的被害、家屋損壊など建物被害もあり、特に、電気や水道、交通機関など各種ライフラインで影響がでた。また、複数の発電所の停止により、電力不足が深刻化し、計画停電が実施された。児童生徒等の人的被害はなかったが、地震発生時の避難行動や下校措置、保護者への連絡体制、避難所になる場合の準備、地域との連携、それらの方法について決められている防災マニュアル等の整備など、多くの課題が見られた。

本県の今後の地震災害の危険性としては、東海地震の震源の一部が本県の南西部にかかることが予想されており、東南海、南海地震と連動する可能性も考えると、大規模な地震の発生する可能性は高く、それによる災害の危険性も高いといえる。また、内陸型地震は我々の住むすぐ足元で発生するため、たとえ局地的であっても激しい揺れを伴い、人命の損傷や構造物の破壊等、甚大な被害を引き起こす場合がある。さらに、南関東直下プレート境界地震や活断層地震も想定されている。また、地震発生時には、低地での液状化や山間部での土砂災害、台風などによる洪水や土砂災害の危険も想定されている。

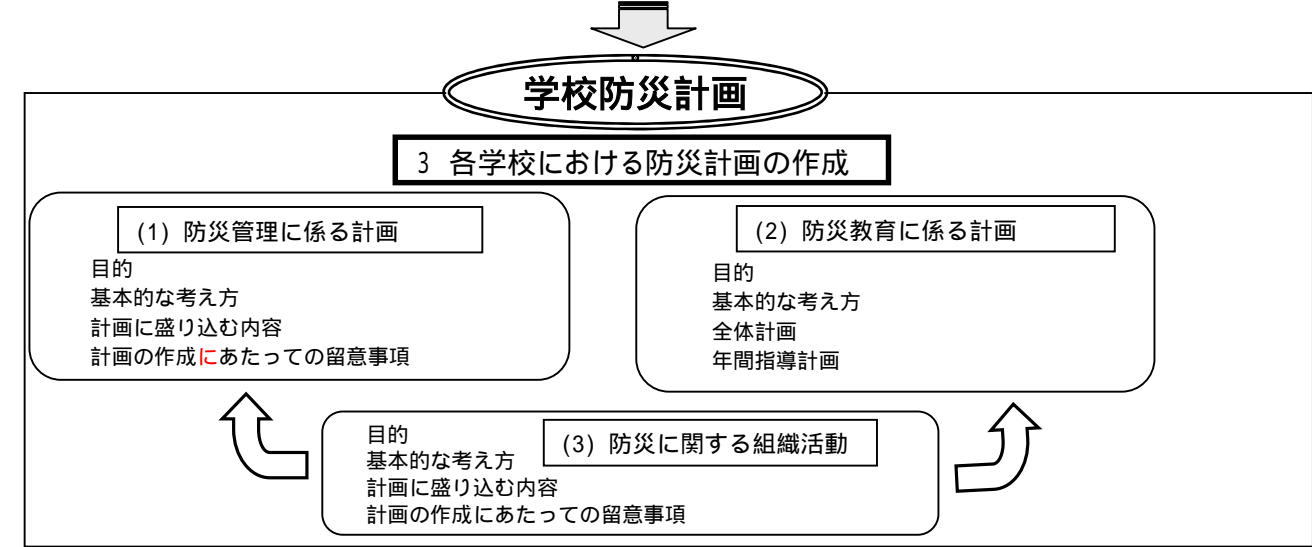
これらの課題を受け、山梨県教育委員会では、平成 9 年に作成された「防災教育指導資料 学校の地震災害対策編」及び「防災教育指導資料 地震防災教育指導編・資料編」の全面的な見直しを行い、学校教育活動全体を通じ、家庭や地域と連携を図る中で、各学校における実効性のある学校防災計画の作成及び児童生徒等の発達の段階に応じた系統的な防災教育が行われるための指針として「山梨県学校防災指針」を作成し、公表した。

この指針を参考にして、各学校において地域や家庭も巻き込んだ防災対策が展開されることによって、児童生徒等が災害を恐れることなく、積極的に立ち向かう能力を備え、自らの被害を最小限のものとすることができることを目指すものである。

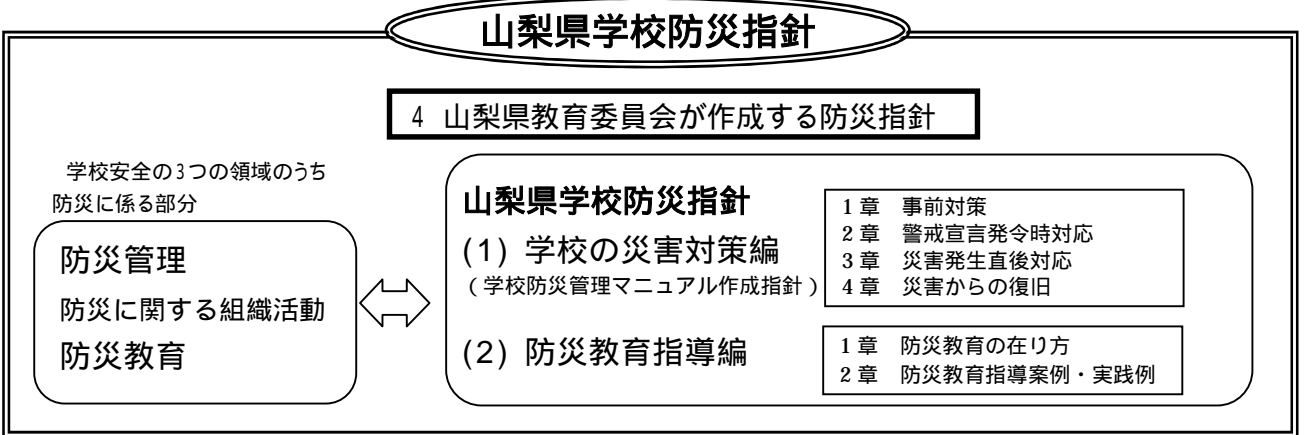
学校安全と山梨県学校防災指針との関係（概要）



学校安全計画のうち、防災に係る部分の計画



各学校において学校防災計画を作成するための参考資料



1 学校安全の3つの領域

学校安全は、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3つの領域で構成され、また、その構造として、安全教育、安全管理そしてその両者を円滑に推進するための組織活動がある。

2 学校安全計画の策定及び実施

「学校保健安全法（平成21年4月1日施行）」第27条には、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」とあり、各学校において、学校防災に関する計画を作成し、災害に対する事前の備えを十分に行うことが必要である。

3 各学校における防災計画の作成

(1) 「防災管理」に係る計画の作成

計画作成の目的

地震等による被害を最小限のものとするため、学校の施設・設備等の点検・整備を行うとともに、児童生徒等の学校生活における危険を速やかに発見し、それらを除去する体制を整えること。

計画作成の基本的な考え方

平成21年4月1日施行の「学校保健安全法」に基づき、学校安全の各領域を網羅し、各領域との関連を図ることが重要である。具体的には、教職員の共通理解と家庭及び地域の関係機関・団体等との連携を図り、盛り込む内容、形式等を検討し、各学校の実情に応じて作成する必要がある。

例えば、安全点検では、単に施設設備の不備や不良を点検するだけでなく、避難経路の障害物や落下危険物の点検、緊急時に使用する物品の確認等を行ったり、通学路の安全指導では、生活安全（防犯）、交通安全に係るものと災害時の危険箇所や避難場所の確認などを併せて実施することなどが考えられる。

計画に盛り込む内容

- (ア)施設・設備の管理及び安全点検・事後措置の実施
- (イ)災害時における児童生徒等の安全確保の方策
- (ウ)情報連絡体制の整備
- (エ)学校安全度の評価・改善
- (オ)避難所としての運営方策等
- (カ)非常用物資、機器等の備蓄管理
- (キ)学校教育再開に向けての対応

計画の作成にあたっての留意事項

- (ア)学校や地域の実態に即して、地震、火災、津波、風水(雪)害等の発生に伴う具体的対応方策を定めた計画であること。
- (イ)災害の種類や規模、発生時間帯等を具体的に想定し、あらゆる場合に対処できるものであること。
- (ウ)学校が避難所になる場合の運営方策を盛り込んだ計画であること。
- (エ)平常時から学校の施設や設備、通学路の安全点検が計画、実施されていること。
- (オ)通報連絡、避難誘導、救助、救護、消火、非常持ち出し物等について教職員の責任分担を明確にするとともに、その分担は教職員の参集(出勤)状況や時間経過による分担内容の軽重の変容に対応できるような機能をもつよう配慮すること。
- (カ)障害のある児童生徒等について、障害の状態をよく把握し、教職員が迅速に対応でき

るよう万全の処置を講じてあること。

(キ)児童生徒等の状態の把握や心の健康相談活動の推進等についても理解を深めておくこと。

(ク)計画は、関係法規・通達、過去の災害の教訓等により、適時、再検討を加え、学校や児童生徒等の実情及び地域の実態等に即して改善していく必要があること。

(2) 「防災教育」に係る指導計画の作成

目的

児童生徒等が地震等による災害から自らの生命を守るのに必要な事項について理解を深め、安全な行動をとる能力や態度を育てるよう計画的な指導(教育)を行う体制を整えること。

基本的な考え方

学校における防災教育は、児童生徒等に自然災害や火災等による災害から自らの生命を守るために必要な事柄について理解を深めさせるとともに、安全な行動ができるような態度や能力を身に付けさせること、災害発生時や事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになること等を主なねらいとしている。

そのため、防災教育の教育課程への位置付けを明らかにし、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおける教育内容の有機的関連を図りながら、児童生徒等の発達段階に応じた指導計画を作成することが望ましい。

防災教育に関する指導計画としては、防災教育を全校的な立場から組織的、計画的に推進するための全体計画と学級(ホームルーム)活動や学校行事の健康安全・体育的行事等における安全に関する行事等を計画的に進めるために必要な年間指導計画、1単位時間を基本とした主題ごとの指導計画等が考えられる。

全体計画

全体計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。

したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、学級(ホームルーム)活動及び学校行事を中心とする指導内容、指導の時期、配当時間数、各教科・道徳との関連、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成することが大切である。

内容としては、次の内容を具体化したものとする。

- (ア) 体育・保健体育科、理科、社会科等関連教科における防災に関する学習
- (イ) 学級活動・ホームルーム活動を中心とした特別活動での防災に関する指導
- (ウ) 様々な災害の発生を想定した避難訓練の実施

年間指導計画

年間指導計画は、学校における安全に関する総合的な基本計画、すなわち学校安全計画のねらいを効果的に達成するため、年間を通じて指導を計画的に行うとともに、季節や学校行事及び児童生徒等の事故の発生傾向等に照らして最も効果的で有効な時期や時間に系統的・計画的な指導を行うための指導計画である。

したがって、全体計画に盛り込んだ事項を更に具体的かつ詳細に計画し、学級・学年・学校全体などの視点から各々の関連を十分に配慮して作成することが必要である。

しかし、指導に当たっては、年度途中で新しい問題の出現も予想され、計画的な指導が困難な場合もある。したがって、学級活動等の場合においても、年間指導計画に基づいて指導することを原則としながら、必要に応じて指導計画に弾力性をもたせることが必要である。

内容としては、次の内容を具体化したものとする。

- (ア) 学級活動・ホームルーム活動の年間指導計画
- (イ) 学校行事(健康安全・体育的行事等)の年間指導計画

(3) 「防災に関する組織活動」

「防災に関する組織活動」については、「防災管理」や「防災教育」に係る計画を作成するにあたり、その両者を円滑に推進するための位置付けにあたる。

目的

災害が発生した場合、児童生徒等の避難誘導等や学校が避難所となる場合の対応を含め適切な緊急措置を講じることができる体制を整えること。

考え方

「防災管理」と同様に、各学校の実情に応じた計画を作成するのはもちろんのこと、作成された学校防災計画は、状況の変化や、教職員構成・児童生徒等とその保護者・地域住民等も変わっていくため、常に見直しと周知を続けていく必要がある。

*なお、消防法(昭和23年第186号)第8条に基づく「消防計画」は別途作成する必要がある。

計画に盛り込む内容

- (ア)防災教育・管理等に関する教職員の研修
- (イ)保護者、PTA等と連携した研修や活動
- (ウ)学校防災(安全)委員会等の開催
- (エ)地域社会と連携した活動

計画の作成にあたっての留意事項

- (ア)市町村等の地域防災計画と連携した計画であること。
- (イ)地域の関係機関等と連携、協力のもとに学校の防災機能が発揮できるものであること。
- (ウ)学校防災計画の内容は全教職員で共通理解するとともに、必要な事柄(災害時における避難経路、避難方法、避難場所及び引き渡しを実施する場合はその場所や方法)については児童生徒等及び保護者に周知徹底してあること。
- (エ)学校安全委員会又は防災委員会等を設置し、組織的に防災計画が推進できるようにしておくこと。

5 山梨県教育委員会が作成する防災指針

山梨県教育委員会では、各学校において必要な防災計画を作成するための資料として、平成9年に防災教育指導資料【学校の地震災害対策編】及び【地震防災教育指導編・資料編】を作成し、活用してきた。今回、東日本大震災において生じた課題などを踏まえて、改訂することとした。

(1) 山梨県学校防災指針 学校の災害対策編(学校防災計画作成指針)

災害安全を構成する大きな3つの要素【防災教育】【防災管理】【防災に関する組織活動】のうち、主に【防災管理】【防災に関する組織活動】について、各学校で作成する防災マニュアルを作成するための指針となるものである。

内容は、それぞれの場面において何をすべきかまとめたものを記したもので、【第1章 事前対策】、【第2章 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言等発令時対応】、【第3章 災害発生直後対応】、【第4章 災害からの復旧】の4つの章からなる。

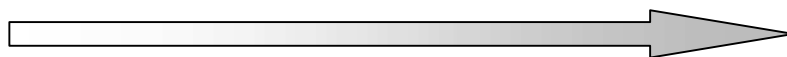
(2) 山梨県学校防災指針 防災教育指導編

災害安全を構成する大きな3つの要素【防災教育】【防災管理】【防災に関する組織活動】のうち、主に【防災教育】について作成したものである。

内容は、防災教育の目標や指導内容・指導訓練計画について記した【第1章 防災教育の在り方】及び具体的な指導案について記した【第2章 防災教育指導事例・実践例】の2つの章からなる。

学校の災害対策編の概要

実際の災害発生時に具体的に何をすべきなのか、実践的に使うことができるように構成を、「事前対策」「警戒宣言発令時」「災害発生直後」「災害からの復旧」の事象発生時ごとに整理した。



	1章 事前対策	2章 警戒宣言 発令時対応	3章 災害発生直後対応	4章 災害からの復旧
学校組織 の確立	1 学校防災計画の 策定・防災対策組 織の確立			
児童生徒 等の安全	2 児童生徒等の安 全確保体制	1 事前情報 2 注意情報発表 時の対応 3 警戒宣言発 令時の対応	1 地震発生時の心構え 2 発生時別児童生徒等 の安全確保 3 児童生徒等の帰宅、引 渡し、保護 4 特別な支援を必要と する幼児児童生徒へ の対応	1 授業の再開 2 心のケア
連 絡	3 連絡体制の整備		5 災害発生後の連絡	
救 護	4 救護体制の確立		6 救護所対応	
施設管理	5 施設安全点検の 実施		7 施設設備備品等の安 全確認	
防災教育 ・訓練	6 防災教育・防災研 修・防災訓練の実 施			
避難所	7 避難所運営計画 の作成	4 警戒宣言発 令時の避難所 対応	8 災害発生直後の避難 所としての対応	3 避難所が長期化 した場合の対応

地震発生

この「学校の災害対策編（学校防災管理マニュアル作成指針）」は、県立学校についてはこの指針を参考に学校の特性や地域の実情を勘案した中で各学校で定める防災計画を見直すものであり、市町村（組合）立小中学校については、市町村防災計画を踏まえた中で作成された市町村（組合）教育委員会の指針に基づいて各学校の実情を勘案して各学校において作成するものである。

また、これは、あくまで標準的な指針であり、各学校の実情に応じた実効性のある学校防災計画を作成することが重要である。

学校の災害対策編の構成

学校の災害対策編 1章 事前対策		ページ
1 学校防災計画の策定と防災対策組織の確立	(1) 学校防災計画の作成	2
	(2) 学校での防災・災害対策組織の設置	2
	(3) 勤務時間外の学校教職員の参集体制	4
2 児童生徒等の安全確保体制	(1) 児童生徒等の安全確保のための避難計画の作成	5
	(2) 児童生徒等の帰宅方法の確認	5
	(3) 帰宅困難な児童生徒等の保護体制	6
	(4) 通学路の安全確認	6
3 連絡体制の整備	(1) 保護者等との連絡体制	7
	(2) 教職員との連絡体制	7
	(3) 教育委員会との連絡体制	8
	(4) 市町村災害対策本部への連絡体制	9
	(5) 地域自治会等との連絡体制	9
	(6) その他関係機関への連絡体制の確認	9
4 救護体制の確立	(1) 災害に備えた救護体制の確立	10
5 施設安全点検の実施	(1) 施設設備の安全対策	11
	(2) 災害用品点検	13
6 防災教育・防災研修・防災訓練の実施	(1) 児童生徒等に対する防災教育	14
	(2) 教職員に対する防災管理研修	15
	(3) 防災訓練	16
7 避難所運営計画の作成	(1) 避難所施設使用計画の策定	17
	(2) 避難所としての防災設備	18
	(3) 教職員の避難所対応体制の確認	19

学校の災害対策編 2章 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応		ページ
1 東海地震に関連する事前情報	(1) 東海地震に関連する情報発表の流れ	2
2 東海地震注意情報発表時の対応	(1) 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校	2
	(2) 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校	2
3 東海地震警戒宣言発令時の対応	(1) 授業中に発令された時の学校の対応	3
	(2) 保護者の引き取りがない時または帰宅することが危険な時の学校の対応	3
	(3) 登下校中に発令された時の留意事項	3
	(4) 授業終了後に発令された時の学校の対応	3
4 警戒宣言発令時の避難所としての対応	(1) 学校へ避難する地域住民の受け入れ	3

学校の災害対策編 3章 災害発生直後対応		ページ
1 地震発生時の心構えと状況	(1) 地震発生時の心構え	2
	(2) 地震発生時の状況	2
	(3) 地震の大きさと発生時の状況	3
2 地震発生時別の児童生徒等の安全確保	(1) 在校中に地震が発生した場合	5
	(2) 登下校時に地震が発生した場合	8
	(3) 校外指導時に地震が発生した場合	9
	(4) 夜間・休日に地震が発生した場合	9
3 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護	(1) 児童生徒等の帰宅、引渡しの判断	10
	(2) 帰宅困難な児童生徒等の保護	10
4 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応	(1) 発達障害のある子どもが災害時に困ること	11
	(2) こんなときは、このように対応しよう	11
5 災害発生後の連絡	(1) 児童生徒等の保護者への連絡	13
	(2) 教育委員会への報告	13
	(3) 市町村災害対策本部への連絡	16
	(4) 地域自治会等との連絡	16
	(5) その他の関係機関への連絡及びその内容	16
6 救護所対応	(1) 救護所の開設	17
	(2) 救護所活動の開始	17
	(3) 応急手当の方法	17
	(4) 発生直後の子どもの心のケア	18
7 施設、設備、備品等の安全確認	(1) 教職員、児童生徒等の安全が確認できた後の施設設備の安全確認	19
	(2) 二次災害の発生防止	20
8 災害発生直後の学校を避難所として使用する時の対応	(1) 避難所の開設	21
	(2) 避難所となった学校における教職員の役割	22
	(3) 避難者自治組織の設立の支援	22
	(4) ボランティア活動	24

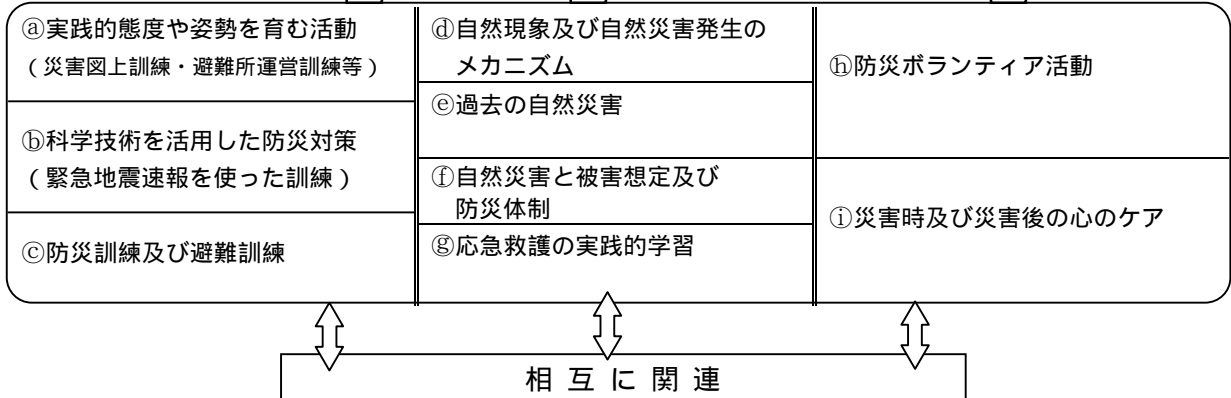
学校の災害対策編 4章 災害からの復旧		ページ
1 授業の再開	(1) 児童生徒等の被災状況等の把握	2
	(2) 教職員の被災状況等の把握	2
	(3) 施設設備等の確保	3
	(4) 教育環境の整備	3
	(5) 教育委員会の役割	3
	(6) 教育活動の再開の決定及び連絡	3
2 心のケア	(1) 子どもの心のケア	4
3 避難所が長期化した場合の対応	(1) 避難所の開設期間	7
	(2) 教育委員会の対応	7
	(3) 教職員の負担軽減への配慮	7

防災教育指導編の概要

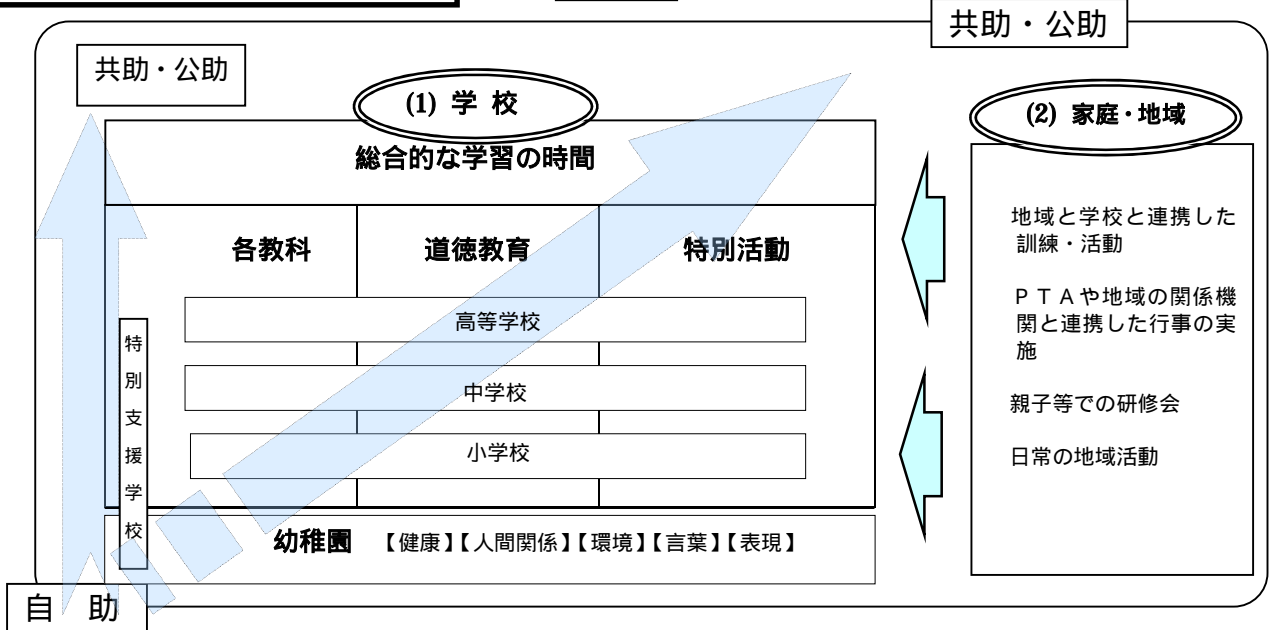
1 防災教育の目標

(1)自らの危険を予測し、回避する能力を高める 自助	(2) 安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める 共助・公助
主体的に行動する態度の育成	防災の基本的な知識の指導

2 防災教育の主な指導内容



3 学校や家庭・地域における防災教育



4 防災教育に関する指導計画の作成

- (1) 基本的な考え方
- (2) 全体計画
- (3) 防災教育に係る年間指導計画

防災教育指導編の構成

防災教育指導編 1章 防災教育の在り方			ページ
防災教育指導	1 防災教育の目標	(1) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める (2) 支援者としての視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める	3 3
	2 防災教育の主な指導内容		4
	3 学校や家庭・地域における防災教育	(1) 学校における防災教育 (2) 家庭、地域における防災教育	6 7
	4 防災教育に関する指導計画の作成		8
防災教育の指導内容	1 DIG (災害図上訓練) による防災教育	(1) DIGとは？ (2) DIGのねらい (3) DIGの基本的な流れ (4) DIG「初級編」「中級編」「応用編」について	9 9 9 10
	2 緊急地震速報受信システムを活用した防災教育	(1) 「知る」 (2) 「備える」 (3) 「訓練する」	11 11 14
防災教育の指導内容	1 幼稚園	(1) 幼稚園における防災教育の在り方 (2) 防災教育及び避難訓練計画案 (3) 避難の要領	15 16 17
	2 小学校	(1) 小学校における防災教育の在り方 (2) 各教科・領域における防災教育指導内容	18 18
	3 中学校	(1) 中学校における防災教育の在り方 (2) 各教科・領域における防災教育指導内容	25 25
	4 高等学校	(1) 高等学校における防災教育の在り方 (2) 教科学習での指導 (3) 特別活動・総合的な学習の時間での指導	34 34 35
	5 特別支援学校	(1) 特別支援学校における防災教育の在り方 (2) 児童生徒等を守るという視点 (3) 防災教育に関する主な内容 (4) 防災教育に関する年間を通しての指導計画例	36 36 36 38

防災教育指導編 2章 防災教育指導案例・実践例			ページ
D I Gによる防災教育	1 D I Gによる防災教育 事前準備	(1) テーマ・役割等の決定 (2) D I G実施に必要な資料・物品等	3 3
	2 D I Gによる防災教育 オリエンテーション	(1) D I G実施あたりオリエンテーションの実施	4
	3 D I Gによる防災教育 初級編	(1) D I Gによる防災教育 初級編（指導事項・学習活動・指導上の留意点）	5
	4 D I Gによる防災教育 中級編	(1) D I Gによる防災教育 中級編（指導事項・学習活動・指導上の留意点）	7
	5 D I Gによる防災教育 応用・発展編	(1) D I Gによる防災教育 応用編 (2) D I Gによる防災教育 発展編	8 8
	6 D I Gによる防災教育 参考資料	(1) パワーポイントによる進行（参考） (2) 平成24年度に本県が実施した「防災教室」でのD I Gの流れ（参考） (3) 平成25年度に本県が実施した「防災教室講習会」でのD I Gの流れ（参考） (4) 関連文献（参考）	9 10 10 11
緊急地震速報受信システム	1 緊急地震速報受信システム を活用した指導案例	帰りの会（SHR）に実施。あらかじめ児童生徒等へも防災訓練を行うことを知らせた上で、事前に確認した行動を確実にを行う訓練	12
	2 緊急地震速報受信システム を活用した指導案例	清掃時に実施。管理職以外の教職員や児童生徒等には知らさずに実施。それぞれの場所でどう行動したらよいか、事前に確認したことの検証を行う訓練	13
	3 緊急地震速報受信システム を活用した指導案例	放課後に実施。部活動中の生徒、既に下校した児童生徒等があり、安否確認が困難を要する状況に対する訓練	14
幼稚園	1 【幼稚園】避難訓練における 指導案例	室内での一斉活動中に起きた地震「震度5強」	15
小学校	1 道徳の時間における 指導案例(高学年)	「自分にできることを」	16
	2 学級活動における 指導案例（低学年4月）	「授業中に地震が起きたらどうしたらよいか」	17
	3 学級活動における 指導案例（高学年2月）	「地震の強さ」	18
	4 学級活動における指導案例 （高学年 保健指導）	「大きな災害の後で（心のケア）」	19
	5 避難訓練における 指導案例（全学年）	「授業中の避難訓練（震度5強）」	20
	6 避難訓練における 指導案例（全学年）	「業間休み時間中の避難訓練（震度5強）」	21

中学校	1 社会科学習指導案例 (2学年)	「関東大震災から学ぼう」	2 2
	2 理科学習指導案例 (1学年)	「地震のゆれと災害」	2 3
	3 保健体育科学習指導案例 (2学年)	「傷害の防止」	2 4
	4 技術・家庭科(技術分野) 学習指導案例	「建物の耐震化の技術を見てみよう」	2 5
	5 技術・家庭科(家庭分野) 学習指導案例	「B食生活の自立」～ジッパー付保存袋 でご飯を炊こう～	2 6
	6 道徳の時間における 指導案例	「集団の中の自分の役割」	2 7
	7 学級活動における 指導案例(全学年)	「自然災害と防災」	2 9
	8 避難訓練における 指導案例(全学年)	「清掃中に起きた地震(震度5強)」	3 0
高等学校	1 LHR・総合的な学習の時 間における指導案例	「自然災害と防災(地震・火山・気象)」	3 1
	2 LHR・総合的な学習の時 間における指導案例	「地震発生時の対処方法」	3 2
	3 LHR・総合的な学習の時 間における指導案例	「地震災害からの救護方法と応急処置」	3 3
	4 LHR・総合的な学習の時 間における指導案例	「防災ボランティア活動」	3 4
	5 LHR・総合的な学習の時 間における指導案例	「放射線と放射能の知識」	3 6
	6 LHR・総合的な学習の時 間における指導案例	「災害時の心の健康について」	3 7
	7 LHR・総合的な学習の時 間における指導案例	「地震防災避難訓練・授業中(休み時間) に地震発生・震度5を想定」	3 9
特別支援学校	1 防災学習における指導案例 【中等部】【高等部】	「地震から命を守ろう」	4 1
	2 避難訓練における指導案例 【全学部】	「防災訓練」	4 2